

# 令和6年度 担い手経営発展等支援事業の概要

## 事業の趣旨

地域の振興発展と農林漁業を担う多様な人材の確保・育成を目的として、新たな取組や計画性のある事業展開、生産振興事業等に対して大洲市が支援を行う。

### 1. 事業対象者

- 認定農業者または認定新規就農者
  - 認定農業者の基準に準じる第1次産業の担い手
  - 人・農地プランの中心経営体または地域計画で「地域内の農業を担う者」に位置付けられた販売農家であること
- ※販売農家とは、経営耕地面積が30a以上、または農産物販売金額が年間50万円以上の農家を指します。

### 2. 補助率

対象経費の1/3以内。

- ※認定農業者及び認定新規就農者は、補助上限が100万円  
中心経営体、地域内の農業を担う者は、補助上限が50万円

### 3. 対象事業

- 国・県による補助事業の採択要件に満たないもの
- 経営規模の拡大及び生産効率化・省力化のための機械導入・施設整備であるもの
- 計画時の総事業費（税込額）が30万円以上であること

### 4. 導入機械・施設の例

- トラクタ、コンバイン、選果機、乾燥機、トラクタ用アタッチメント等
  - ビニールハウス、果樹用の棚、ビニールハウス内環境制御装置等
- ※ 事業経営の用途以外に使用可能な「汎用性の高いものを除く」

### 5. 申請受付

通年で行うが、年度内に事業が確実に完結するもの  
ただし、交付決定額が予算額に達した時点で終了  
また、事業の申請は1経営体につき3年に1回とする  
(認定新規就農者を除く)

### 6. その他

事業の「流れ」については「裏面」のとおり

～申請書類の受付・問合せ先～

大洲市農林水産部 農林振興課 農業振興係  
電話 0893-24-2111 (内線223)

# 令和6年度 担い手経営発展等支援事業の流れについて

○=事業実施主体【補助事業申請者】 / ■=大洲市

○補助申請	
<b>【提出書類】</b> ○事業計画書 ○農業経営改善計画書等 ※中心経営体の方は、直近1年分の申告書や販売明細が必要 ○見積書（2者以上） [機械・設備はカタログ。施設等は設計書及び図面の添付] ○通帳の写し	<b>【確認事項】</b> ■申請の目的、目標、具体的効果・成果見込 ※ 数値で明確に説明できるもの ■農業経営改善計画と申請内容との整合性確認 (変更申請手続が必要になる場合あり) ■金額、規格等（何が同等品か） 【同等品がない場合は理由を確認】 ■補助金支払口座の確認
※1 原則として「業者選定」を入札方式で行うため、納品・納入については希望の業者・機種とならない可能性があります。	
※2 補助金の対象となるのは、消費税「抜き」の部分です。 (消費税は、全額「事業実施主体」の負担となります。)	

■申請書類受付                      ■判定（決定・却下等）

○業者選定
○業者選定（大洲市の基準に準じる） ○■業者宛通知（大洲市の基準に準じる） ○■入札執行等（事業実施主体が執行し、大洲市が補助） ○契約書作成（事業実施主体と業者で作成し、大洲市に写しを提出する）

■契約内容等の確認    ○着工

○完了報告
○請求書（大洲市に写しを提出） ○領収書（大洲市に写しを提出） ○納品書又は施工業者による完了届（大洲市に写しを提出） ○完成（納品）写真（事業実施主体が撮影し、大洲市に提出）

■しゅん功検査【現地で「事業の完了確認」】    ○立会

○請求手続
○しゅん功検査完了後、事業実施主体から大洲市に対して補助金を請求

■補助金支払【事業の完了確認が支払の条件】